

平成 30 年度空き家利活用地域活性化事業補助金事務の検証結果について

I 事業概要

- 1 補助金交付要綱
 - (1) 趣旨（要綱第 1 条）

市内の空き家等及び古民家の有効活用及び地域活性化を図ること。
 - (2) 補助対象者（要綱別表第 1、第 2 条）
 - ① 空き家等を所有又は賃借し、かつ、地域活性化のために利活用する自治組織等
 - ② 自治組織等とは、自治会・自治協議会等地域を基盤として活動している任意団体、NPO 法人等をいう。
 - (3) 補助対象経費（要綱別表第 1）

空き家等を、子育て支援・高齢者福祉・都市住民との交流施設、カフェ、飲食店等地域活動や交流の拠点及び宿泊体験施設等に 10 年以上継続して供するために行う改修及び設備工事等に要する経費
 - (4) 補助率及び補助金の額（要綱別表第 1）

補助対象経費の 10/10、限度額 300 万円
 - (5) 交付決定の取消し及び補助金の返還（要綱第 11 条）
 - ① 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 補助金の全額
 - ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 補助金の全額
 - ③ 10 年以内に改修した物件を補助事業の趣旨に反して他の用途に使用したとき又は使用しなくなったとき。 期間に応じて補助金の 2 分の 1 又は 3 分の 1
 - (6) 報告義務（要綱第 12 条）

10 年間毎年度、利用状況実績報告書に利用状況を証する書類を添えて報告する。
- 2 本要綱の適用期間
平成 29 年度～平成 30 年度（令和元年度において一部変更されている。）

II 平成 30 年度に交付決定した 3 事業の概要

- 1 柚津活性協議会（以下「A 事業者」という。）
 - (1) 事業者団体設立年月 平成 31 年 2 月
 - (2) 空き家の所在地 丹波市春日町柚津 67 番地 1

- (3) 空き家の所有者 神戸市垂水区在住者〔合同会社丹波地域活性協議会（ロカッセ）代表〕
- (4) 改修後の利用目的
 - ① 柚津自治会住民のほか周辺地域の住民や、他地域から訪問される人との交流施設として、また地域の特産物を使用した食に関する施設（加工販売、パン店、バーベキュー店等）とすることにより、地域おこしの場として利用すること。
 - ② 地域の人を雇用し、和菓子の加工販売を考えている旨の協議があった。
- (5) 申請事業費 3,460 千円 （うち市補助金 3,000 千円）
- (6) 改修内容
トイレ改修工事、障子・襖・畳等の更新、電気設備工事

2 大路未来会議（以下「B事業者」という。）

- (1) 事業者団体設立年月 平成 25 年 4 月
- (2) 空き家の所在地 丹波市春日町下三井庄 473 番地 2、473 番地 4
- (3) 空き家の所有者 神戸市灘区在住者
- (4) 改修後の利用目的
民泊及び地域交流施設として活用する。また、地域活性化のため様々なイベントを行う。
- (5) 申請事業費 3,348 千円（うち市補助金 3,000 千円）
- (6) 改修内容
母屋及び離れのキッチン、トイレ、浴室等の改修及び洗面台の設置

3 観光まちづくりの会（以下「C事業者」という。）

- (1) 事業者団体設立年月 平成 28 年 3 月
- (2) 空き家の所在地 丹波市柏原町東奥 228 番地
- (3) 空き家の所有者 沖縄県島尻郡在住者
- (4) 改修後の利用目的
地域交流拠点施設として次の事業に活用する。
 - ① コミュニティカフェの運営
 - ② 地域の高齢者の仕事づくり
 - ③ バラ園・バラ庭を活用した世代間交流
 - ④ 子育てお母さん世帯の支援（産前・産後ケア）
- (5) 申請事業費 7,905 千円 うち補助対象経費 2,238 千円
うち市補助金 2,238 千円
補助対象外経費は、県の「空き家活用支援事業（地域交流拠点型）」の補助対象等となっている。
- (6) 改修内容
照明工事、建物内電気工事、給排水衛生設備工事、外構工事

Ⅲ 補助金交付申請工事費の支払い確認

1 A事業者

- (1) 工事請負業者の領収書（原本）により確認している。
（平成 31 年 3 月 23 日）
- (2) A事業者から工事請負業者に対する支払いについては、口座振込を行っていないため、工事請負業者の会計帳簿により調査したところ、工事請負業者は、A事業者から受領した現金を自社内で保管し、その後その現金を原資に下請業者等に支払いを行っていたことを確認している。
（令和元年 6 月 13 日）
- (3) 工事請負業者の会計帳簿について、税理士による監査が行われ、記載内容は事実に相違なく適正に記帳されていることを税理士作成の監査証明書により確認している。
（令和元年 6 月 17 日）

2 B事業者

工事請負業者に対する支払いは、口座振込により行われていることを、口座振込依頼書及びATM利用明細書により確認している。
（平成 31 年 3 月 27 日）

3 C事業者

- (1) 工事請負業者に対する支払いは、工事請負業者からの領収書による確認を行っている。
（平成 31 年 3 月 29 日）
- (2) 口座振込について確認したところ、C事業者が元請業者及び下請業者 6 社に対し口座振込により領収書発行日までに支払っており、元請業者の領収書発行及び現金の流れにおいて不審な点はないことを確認している。
（令和元年 5 月 24 日）

4 まとめ

交付された補助金は、3事業とも交付決定された空き家改修工事費に支払われており、私的に流用されている事実は認められない。

Ⅳ 検証事項

1 交付申請書の審査と交付決定

(1) 事前指導

A事業者については、最初は合同会社を設立して申請することを検討していたため、補助金交付要綱の補助対象要件を満たすには、地域を基盤として活動している任意団体又はNPO法人を設立する必要があることを指導している。指導内容自体に問題はないが、その審査に時間を要

することは想定されたにも関わらず、計画的な対応ができていなかった。

(2) 事業目的・事業計画の確認

- ① 事業目的は、改修工事自体ではなく、改修後の利活用にある。しかし、提出されている事業計画は改修工事を主体として作成されており、収支計画も工事費に係るものとなっている。
- ② 補助金交付要綱に定める事業計画には、どのような事項を記載すべきか示されていない。従って、利用に係る確認は、補助金交付要綱第12条に基づく報告により行い、不相当と認める場合は補助金の返還を求めるスキームとなっている。
- ③ 本来は、申請時に10年間の人員体制や資金計画等を定めた利用計画の提出を求め、それに基づいて交付申請を審査し交付決定すべきであり、また年度末の報告についてもその利用計画に照らして評価すべきであると考ええる。

(3) 補助対象者の要件確認

- ① 補助対象者は補助金交付要綱において「自治組織等」とされているが、3事業者はいずれも自治会・自治協議会以外の「地域を基盤として活動している任意団体、NPO法人等」である。この場合、自治会・自治協議会、あるいは地域との関係が曖昧であり、補助要件として何が必要か明確になっていない。
- ② B事業者及びC事業者は、従前から活動している地域の有志で構成された団体であり、地域を基盤として活動している任意団体と考えられる。
- ③ A事業者については、今回の事業を実施するために設立された新設団体である。補助金交付要綱では「地域を基盤として活動している任意団体、NPO法人等」とあり、新設団体の場合の扱いが明確でないが、新設団体を排除する必要性はないと考えられる。しかし、審査にあたっては、提出された申請書に事業者の構成員として地元自治会の役員が入っていることを確認しているのみで、補助事業の趣旨に基づいた組織運営が実施されているか等は確認されておらず、新設団体であることを踏まえた慎重な審査ができていないと言え難い。

(4) 空き家利用に係る所有者との使用契約

- ① 3事業とも、「住宅改修施工承諾書」において空き家の所有者から10年以上継続的に利活用し続けることの承諾書を得ている。
- ② 不動産賃貸借契約書は、B事業者を除き、1年又は2年契約となっており、その後は自動更新となる契約となっている。承諾書にサインを得ており、自動更新でも問題がないと考えられるが、疑念を残さないようにするため、不動産賃貸借契約期間を変更することが望ましい。

(5) 事業変更等があった場合の補助金返還

- ① 平成26年丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給の反省を踏まえ、補助金返還事由が生じた場合の「補助金返還についての誓約書」が提出されており、責任者（返還義務者）が明確にされている。

- ② 補助金返還が明確化されていることによって、補助目的達成に向けた市の指導及び審査責任が軽減されている訳ではないことに留意する必要がある。
- (6) 適正な審査期間の確保
各事業者からの最初の協議は、A事業者及びB事業者が平成30年2月、C事業者は平成30年7月であった。B事業者の申請は12月にあり12月中の交付決定となっているが、A事業者は2月中旬、C事業者は3月上旬にそれぞれ申請があり、年度末での交付決定となっている。適正な審査期間や工事期間を確保するため、A事業者及びC事業者についても、遅くとも12月頃までに申請書提出の指導を行うべきであった。
- (7) 改修工事費についての相見積もりの確認
3事業者とも複数業者からの見積もりを徴し、最も安価な業者と契約している。

2 改修工事の実績確認

- (1) 現場確認
 - ① 3事業とも職員2名体制で現地に出向き、工事内容を図面及び見積書で確認している。
 - ② 補助金額200万円以上の工事検査は、「補助金不正受給に関する調査と再発防止対策について」において入札検査室に依頼することになっているが、依頼していなかった。
- (2) 補助金の使途確認
 - ① 丹波市では、豪雨災害補助金不正受給の反省として、補助事業者からの支払いは、金融機関口座への振込みとなっている。しかし、市職員にその認識が不足していたことから、補助金の使途確認が領収書のみとなっており、補助事業者にその指導を行っていなかった。
 - ② 後日の確認結果において、「Ⅲ補助金交付申請工事費の支払い確認」で記載したとおり補助金交付申請のあった改修工事費に適正に費消されていたが、使途確認に時間を要することとなった。
 - ③ 補助事業者に対し、金融機関口座を通じた資金管理など補助金が公金であるが故の透明性を確保した会計処理の必要性について、説明が不十分であった。
- (3) 新設団体であるA事業者の実態把握及び指導
 - ① 改修工事等は補助金交付申請書通りに実施されていたが、団体としての会計処理と団体代表個人の会計処理が明確に区分されていなかった。
 - ② A事業者は本事業を実施するにあたって設立された団体であることを踏まえ、団体運営の丁寧な実態把握及び指導が必要であったにも関わらず実施されていなかった。

3 市による補助金の支払い

- (1) 市の補助金は補助事業者の金融機関口座に振り込むのが本来であるが、A事業者については、新設団体であり金融機関口座の開設がされていなかったため、委任された補助事業者代表の個人口座に振込みを行っていた。
- (2) 市会計課は、委任により代表者個人口座へ補助金を振り込むことは、民法で定められている適法な行為であることから、その個人口座に補助金を振り込んでいた。
- (3) 適法な行為であったとしても、公金である補助金の支払いについては、補助事業者の会計処理を明確にするためにも、補助事業者の口座開設を指導した上でその口座に振り込むべきであった。

4 空き家の利活用状況の確認

- (1) 補助金交付申請時に提出されている事業計画
3事業者とも補助金交付申請時に提出されている事業計画及び収支計画は、空き家改修工事の計画である。B事業者については、合わせて10年間の計画が提出されているものの、人員体制や収支計画等は示されておらず、利活用を具体的にイメージできるものではない。
- (2) 補助金交付要綱で規定する空き家等の利活用の確認方法
補助金交付要綱第12条において、補助事業者は毎年度、利用状況を証する書類を添えて「丹波市空き家利活用地域活性化事業利用状況報告書」を提出することとなっており、市はその書類により確認することとなっている。
- (3) 今回、監査委員の指摘及び議会審査を契機として、初年度の現状の利用状況を確認したところ、10月末の状況は以下のとおりであった。
 - ① A事業者
地元自治会員の農業従事者から提供される農産物販売やリラクゼーションマッサージ、ひまわり祭等の地元イベント打ち合わせに利用されているが、8月以降の利用はない。ただし、隣接事業者であるロカッセの利用者にトイレを貸し出している。
今後、当初考えていた和菓子屋の開設を検討することとしているが、現時点では団体としての活動がなく、早急に事業計画の練り直しと団体の立て直しが必要となっている。
 - ② B事業者
大路の里山を利用した「あそびの学校」での活用やチェーンソー講習会、また夏休み期間中の地元小学生を対象にした宿泊体験イベントを実施している。
さらに、次年度から開始を予定している民泊事業に向け、古民家改修のワークショップや民泊の検討会を開催している。
 - ③ C事業者
高齢者を対象にした「いきいき百歳体操」、子育て中の母親と幼児を

対象にしたママテーブル、テディベア教室、木工教室、ハーブ教室、子供映画大会、ハロウィンイベント等を開催している。また、不定期で開催していたママテーブルをキッズスペース「PAUS」として、週2回運営している。

なお、週2日程度、施設の一部を民間事業者に貸し出し、収益は空き家利活用事業資金に充当している。

V 反省及び改善事項

- 1 事業計画書に10年間の具体的な利用計画の作成を明確に求めていなかった。
 - (1) 本事業の本来の目的は、改修した空き家等の10年間の利活用である。利活用が確実に実施されるためには、補助金返還規定による事業担保だけでなく、人員体制や資金計画等を示す利用計画の作成を求め、利活用の実現可能性も審査する必要があった。
 - (2) 特に改修工事費が10/10の高率補助であり、また空き家等所有者個人の資産補助であることを踏まえると、改修後の利活用が行われるかどうかの審査が重要である。
 - (3) 今後は、補助対象工事完了後の利活用を事業目的としている補助事業の場合は、補助対象工事の計画確認だけでなく、利活用に係る計画についても事前に提出を求め、事業の継続性を確認すべきである。
 - (4) 利用計画の確認は、補助事業者にとっても将来の補助金返還リスクを低減することにも繋がるものである。
- 2 補助金会計処理の透明性確保の指導が補助事業者に行われていなかった。
 - (1) 平成26年丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給の反省に基づき定めた「補助金不正受給に関する調査と再発防止対策について」（平成30年6月25日）において、補助金の透明性確保が指摘されているにも関わらず、補助事業者に対し金融機関口座への振込みを指導しておらず、領収書による確認のみとなっていた。また、工事費が、契約した工事請負業者ではなく、直接、工事の下請業者に支払われており、透明性確保の指導が十分でなかった。
 - (2) 新設団体であるA事業者については、団体名義の金融機関口座の開設も遅れ、団体の会計処理と団体代表個人の会計処理が明確に区分されていなかった。
 - (3) 今後は、補助事業者に対し、令和元年10月1日から適用した補助金等交付規則の改正及び事務処理方針並びに令和2年4月1日から適用される補助金交付要綱に基づき、補助金会計処理の透明性確保の指導を行うとともに、平成26年丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給の反省に基づいた厳格な会計処理が求められていることについて丁寧な説明を行う必要がある。

- 3 新設された事業者への指導が不十分であった。

A事業者は、市の指導を参考に本事業のために設立された任意団体である。指導に基づいた新設団体であることを踏まえ、会則等に基づき組織的な運営がなされるとともに、地域を基盤として事業計画に記載されている利用目的を実行できるよう、補助金交付決定者として適切な指導を継続する必要がある。
- 4 計画的な事業協議及び執行が図られていなかった。

A事業者及びC事業者は、最初に協議があってから相当の月日が経過した平成31年2月以降に補助金交付申請書を提出している。適正な審査期間や工事期間を確保するためには、本事業の場合は前年の12月までに補助申請をさせる必要があったと考えられ、計画的に事業協議及び執行を行うべきであった。
- 5 補助金交付要綱で定める「自治組織等」の定義が曖昧であった。
 - (1) 本事業の補助対象者は自治組織等とし、補助金交付要綱において「自治組織等とは、自治会・自治協議会等地域を基盤として活動している任意団体、NPO法人等をいう」としている。
 - (2) 自治会や自治協議会以外の任意団体やNPO法人が事業主体となる場合、何を要件とするのかが明確でない。自治会・自治協議会の関与の仕方としては、①団体として事業に参画するケース、②事業者の構成員に団体の役員が参画するケース、③補助事業者の事業に団体として賛同する意思決定を行っているケースなどがあり、更には④自治会・自治協議会に関係なく地域住民が参画していれば要件を満たすとするケースなど、様々なパターンがあり、「自治組織等」の定義をさらに明確にする必要があった。
 - (3) この課題については、令和元年度予算編成において見直しを図られ、令和元年度の補助金交付要綱は改正されている。その改正内容は、「自治組織等」を「地域団体等」に改め、補助対象要件を前項の①及び③のケースとして明確にしている。具体的には、「自治会等」と「それ以外の地域活性化に貢献する団体」に定義を区分し、また補助率の変更を行っている。
- 6 市の補助金を補助事業者代表の個人口座に振込んでいた。
 - (1) 補助事業者への補助金支払いについては、補助事業者の公金管理の透明性を高め、公金の流れを明確にするため、また、補助金不正受給の反省を踏まえ、厳格な会計処理が求められている。
 - (2) このため今後は、補助事業者代表の個人口座への支払が団体からの委任により適法に行われていたとしても、補助事業者の口座に振り込むことを原則とするよう改める必要がある。

7 平成26年丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給及びその対策に関する認識が不足していた。

(1) 平成 26 年丹波市豪雨災害に係る補助金の不正受給の反省を踏まえ「補助金不正受給に関する調査と再発防止対策について」(平成 30 年 6 月 25 日)を定めたが、自らが所管している補助金も該当しているという認識が不足し、この通知に基づいた対応が十分でなかった。

(2) 丹波市では、補助金不正受給問題が再度発生しないよう他市に比べ厳しい取扱いを定めており、その経緯や考え方について、実際に丹波市で生じている事例を題材にした具体的な研修を行い、当事者意識の醸成を図りつつ、補助金事務の適正化を徹底する必要がある。

VI 各事業者に対する補助金返還の検討

1 補助金申請は補助金交付要綱に基づき提出されており、交付決定時において、団体の会則や意思決定に課題はあるものの、補助金を返還させるほどの大きな瑕疵があったとまでは認定できず、また補助金の用途は申請のあった空き家改修工事に充当されている。

2 課題は、補助金交付申請者が申請どおりの活動、すなわち空き家の利活用による地域活性化に取り組んでいるかどうかである。

3 平成 30 年度の補助金交付要綱において、事業実績報告の際に申請時の利用目的に沿った事業が実施されていない場合は、補助金交付要綱第 11 条の規定により補助金の返還を求めることになっている。

4 その判断を行う時期は、補助金交付要綱第 12 条に定める毎年度の実績報告書提出時を想定していると考えられる。

5 A 事業者については、一部の地域活動は見られるものの、団体運営や利用目的に記載の地域活動事業が十分に実施されていないため、今後、補助目的とおりの空き家の利活用が図られる必要がある。

しかし、今後においても組織や活動の実態が認められない場合は、補助金交付要綱第 11 条の規定により補助金の返還対象になると考える。

VII おわりに

1 本事業は、増加する空き家等の有効活用を図ることにより、人口減少による地域衰退を克服し、地域の活性化を図ることを目的としている。

そして、事業スキームは、改修工事費は市が負担し、毎年度の運営費は事業主体が負担することとなっている。

- 2 本事業が成果を上げるためには、空き家等の所有者、改修費の負担者である市、運営費等を負担する事業者、そして事業に協力する地域住民が信頼関係のもと、一致協力して事業を進める必要がある。
- 3 今回本事業を検証した結果、悪意ある行為は見当たらなかったが、様々な課題・反省すべきことが判明した。本事業に関わる市を含む関係者は、本事業が公金を使った事業であることを十分認識し、責任ある取組を行うとともに、会計処理の透明性を確保する必要がある。
- 4 いずれの事業も空き家改修工事は終わっており、その利活用の初年度の段階にある。補助事業者は、公金による補助事業に着手していることの責務を果たすため、利活用の推進を図り、毎年度の事業実績の報告ができるよう努める必要がある。
- 5 毎年度の実績報告において、補助金交付要綱第 11 条に該当する事態となれば、補助金返還の必要が生じることは言うまでもない。